

第1回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に
関する条例

職員の任期を定めた採用
及び任期を定めて採用され
た職員の給与の特例に関
し、必要な事項を定めるも
のです。

◆三鷹市新型インフルエン
ザ等対策本部条例

三鷹市新型インフルエン
ザ等対策本部に必要とな
る事項を定めるものです。

◆三鷹市介護保険法に基
づく事業及び施設の人員、設
備及び運営の基準等に関す
る条例

指定地域密着型サービス
及び指定地域密着型介護予
防サービスの事業及び施設
の人員、設備及び運営に関
する基準等を定めるもので
す。

◆三鷹市工場立地法に基
づく緑地面積率等を定める地
域準則条例

工場立地法の一部改正に
伴い、法準則に代えて適用
すべき市準則を定めるもの
です。

◆三鷹市道における道路構
造及び道路標識等に関する
条例

市道における道路構造の
技術的基準、道路標識の寸
法及び移動等の円滑化のた

めに必要な構造に関する基
準を定めるとともに、市道
に附属する自転車駐車場に
設ける標識について必要な
事項を定めるものです。

◆三鷹市における平和施策
の推進に関する条例の一部
を改正する条例

基金の処分対象を見直す
とともに、規定を整備する
ものです。

◆三鷹市非常勤の特別職職
員の報酬及び費用弁償条例
の一部を改正する条例

顧問弁護士報酬月額を
改めるとともに、区分を新
たに設けるほか、学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師
の区分を新たに設けるもの
です。

◆三鷹市国際交流基金条例
及び三鷹市文化基金条例を
廃止する条例

基金設置目的事業の廃止
等を受けて、三鷹市国際交
流基金条例及び三鷹市文化
基金条例を廃止するもので
す。

◆三鷹市市税条例の一部を
改正する条例

三鷹市下水道条例の規定
に基づいて、新たに設置し
た除害施設に係る固定資産
税の課税標準の特例割合を
4分の3とするものです。

◆三鷹市手数料条例の一部
を改正する条例

低炭素建築物新築等計画
認定(変更認定)事務に係
る手数料、社会福祉法人に
関する証明事務に係る手
料及び道路境界確定図等の

写しの交付事務に係る手
料を定めるとともに、規定
を整備するものです。

◆三鷹市立児童遊園条例の
一部を改正する条例

調布保谷線の道路事業の
進捗に伴い、東京都に用地
を返還する必要が生じたの
で、上連雀通北児童遊園を
廃止するものです。



廃止された上連雀通北児童遊園

◆三鷹市福祉住宅条例及び
三鷹市営住宅条例の一部を
改正する条例

公営住宅法の一部改正に
伴い、入居収入基準額等の
入居者資格及び福祉住宅、
市営住宅等の整備基準を定
めるものです。

◆三鷹市立保育園設置条例
の一部を改正する条例

都営住宅の建て替えに伴
う新園舎への移転のため、
三鷹市立南浦西保育園の位
置の変更を行うものです。

◆障害者自立支援法の改正
に伴う関係条例の整理に関
する条例

障害者自立支援法の一部
改正に伴い、関係条例の用
語の整理を行うものです。

◆三鷹市道路占用料等徴収
条例の一部を改正する条例

電柱、電柱等に係る占
用料を改めるほか、水管、
下水道管等を除く施設・物
件等に係る占用料を改める
ものです。

◆三鷹市地区計画の区域
内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正す
る条例

「大沢三丁目環境緑地整
備地区地区計画」の区域
大に併い、同地区地区整備
計画区域について、壁面の
位置の制限の特例を定める
ものです。

◆三鷹市都市公園条例の一
部を改正する条例

都市公園の配置及び規模
に関する基準並びに特定公
園施設の設定に関する基準
を定めるものです。

◆三鷹市自転車等の放置防
止に関する条例の一部を改
正する条例

「しろがね第2駐輪場」
を新設するとともに、「さ
くら通り第3駐輪場」の名
称を「しろがね第1駐輪
場」に変更するものです。

◆三鷹市職員退職手当支給
条例の一部を改正する条例

普通退職の場合と定年退
職等の場合の退職手当の支
給率を統合し、現行、普通退
職の場合50月、定年退職等
の場合59・2月としている

最高支給額を45月に引き下
げるとともに、退職手当の
調整額の点数を見直すほか
規定を整備するものです。

◆平成24年度三鷹市一般
計補正予算(第6号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ19億6千25万4千
円を追加し、総額を19億9
千43万4千円とする。こ
とに、繰越明許費の設定と地
方債の補正を行うもので
す。主な内容は、歳出予算
では、各款において、職員
人件費その他の減額や基金
の積立金の増額などを行う
ものです。

◆平成24年度三鷹市後期高
齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

歳入歳出予算の総額に、
それぞれ80万8千円を追加
し、総額を34億717万とす
るものです。これは、後期
高齢者の健康診査の受診者
数の増に伴うものです。

当初予算

◆平成25年度三鷹市一般
計予算

◆平成25年度三鷹市国民
健康保険特別会計予算

◆平成25年度三鷹市下水
道事業特別会計予算

◆平成25年度三鷹市介護サ
ービス事業特別会計予算

◆平成25年度三鷹市介護保
険事業特別会計予算

◆平成25年度三鷹市後期高
齢者医療特別会計予算

※以上6件の予算議案につ
いては3面に関連記事掲載

◆しろがね第2駐輪場の指
定管理者の指定について

指定期間は5年間です。
◆市道路線の認定及び変更
について

議員提出議案

規則・条例

◆三鷹市議会会議規則の一
部を改正する規則

地方自治法の一部改正に
伴い、本会議における公聴
会の開催及び参考人の招致
に必要事項を定める
とともに、規定を整備する
ものです。

◆三鷹市議会委員会条例の
一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に
伴い、常任委員の所属及び
特別委員の在任期間につ
いて適切な措置を講じら
れるよう強く要望する。(1)
ブラッドパッチ療法の治療
基準を速やかに定め、平成
26年度に保険適用とするこ
と。(2)「脳脊髄液減少症の
診断・治療の確立に関す
る研究」を平成25年度以降
も継続し、「診療ガイドライ
ン」の早期作成とともに、子
どもに特化した研究及び周
辺病態の解明を行うこと。
(3)脳脊髄液減少症の実態調
査を実施し、患者・家族に対
する相談及び支援体制を確
立すること。(4)ブラッドパ
ッチ療法に関する「先進医
療」認定施設を各都道府県
に最低1カ所設けること。
◇朝鮮民主主義人民共和国
の核実験に抗議する決議

その他

◆しろがね第2駐輪場の指
定管理者に株式会社まちづ
くり三鷹を指定するもので
す。指定期間は5年間です。

◆市道路線の認定及び変更
について

市道路線1件を認定し、

4件を変更するものです。

下、思考力低下等のさまざ
まな症状が複合的に発症す
る疾病と言われている。平
成23年度の厚生労働省研究
班による報告書に「交通事
故を含め外傷による脳脊髄
液の漏れは決してまれでは
ない」と明記され、医学界の
常識を覆す結果となった。
さらに、脳脊髄液減少症の
一部である「脳脊髄液漏出
症」の画像診断基準が定め
られ、昨年5月に、治療法
である硬膜外自家血注入療法
(いわゆるブラッドパッチ
療法)が「先進医療」とし
て承認され、平成26年度の
保険適用を目指し、治療基
準づくりが開始された。よ
って、本市議会は、国会及び
政府に対し、左記の事項に
ついて適切な措置を講じら
れるよう強く要望する。(1)
ブラッドパッチ療法の治療
基準を速やかに定め、平成
26年度に保険適用とするこ
と。(2)「脳脊髄液減少症の
診断・治療の確立に関す
る研究」を平成25年度以降
も継続し、「診療ガイドライ
ン」の早期作成とともに、子
どもに特化した研究及び周
辺病態の解明を行うこと。
(3)脳脊髄液減少症の実態調
査を実施し、患者・家族に対
する相談及び支援体制を確
立すること。(4)ブラッドパ
ッチ療法に関する「先進医
療」認定施設を各都道府県
に最低1カ所設けること。
◇朝鮮民主主義人民共和国
の核実験に抗議する決議

意見書・決議(要旨)

◆ブラッドパッチ療法の保
険適用及び脳脊髄液減少症
の診断・治療の推進を求め
る意見書

脳脊髄液減少症とは、交
通事故、スポーツ外傷等、
頭頸部や全身への衝撃によ
り、脳脊髄液が漏れ続け、頭
痛、首・背中の痛み、視力低

下、思考力低下等のさまざ
まな症状が複合的に発症す
るもののである。平成17
年9月の六国会合共同声明
にも違反するものである。
これらの状況を踏まえ、国
連安全保障理事会で、3月
8日に決議第2094号が
全会一致で採択された。朝
鮮民主主義人民共和国が、
国際社会が繰り返し示して
いる強い警告と非難を真摯
に受けとめるよう、今後、
政府は他の国々と連携し
て、この安保理決議が誠実
かつ完全に実施されて、実
効性のあるものとすべく、
さらなる外交努力を行うこ
とを強く求める。また拉致
問題に関し、朝鮮民主主義
人民共和国が、平成20年に
合意した調査のやり直しに
いまだ着手していないなど、
具体的行動による進展
がないことなども勘案し
つ、政府は、朝鮮民主主義
人民共和国に対する我が国
独自の措置の徹底を図ると
ともに、追加的な措置につ
いても検討すべきである。
よって、世界連邦都市宣言
及び非核都市宣言を行い、
平和施策の推進に関する条
例を制定している本市議会
は、朝鮮民主主義人民共和
国に対し、同国が実施した
核実験に強く抗議すると
ともに、今後の核実験の中止
と核兵器の廃絶を行うよう
強く求める。同時に、政府
に対し、今回の朝鮮民主主
義人民共和国の核実験及び
先般のミサイル発射の状況
を踏まえ、今後とも、国家
の防衛と国民・市民の安全
確保のための施策の一層の
充実と万全を尽くすことを
強く求める。